

一般社団法人 三重県作業療法士会

賛助会員規程

平成24年5月20日

令和2年5月8日

(賛助会員)

第1条 一般社団法人三重県作業療法士会定款第6条第2項に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は団体は、施行規則別記第2号様式の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

(賛助会員の会費)

第2条 賛助会員の会費は年額5千円とする。

2. 会費の納入は原則として、理事会承認後2カ月以内とする。
3. 賛助会員の会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

(賛助会員の特典)

第3条 賛助会員である個人及び団体は、次の特典を受けることができる。

- (1) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。
- (2) 本会が発行する機関誌・紙の賛助会員一覧に、会員名を掲載することができる。
- (3) 本会が運営するホームページ上に、当該会員の運営するホームページへのリンクバナーを設置することができる。
- (4) 本会が発行する機関誌・紙に広告を最大4分の1ページサイズまで無料で掲載することができる。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、平成24年5月20日から施行する。
2. この規程は、令和2年5月8日から一部改正により施行する。